

質問に対する回答

No.	質問項目	質問事項	回答
1	補助金について	運営費補助金の交付額は、子ども・子育て支援交付金交付要綱の基準額（年間開所日数及び児童数の区分に応じた額）がそのまま適用されますか。 市独自の上限額の設定や査定があれば、その内容を教えてください。	国の基準額をそのまま適用する見込みです。
2	補助金について	運営費補助は子ども・子育て支援交付金の国基準額どおりですか。市独自の上乗せや加算（障害児受入加算、送迎支援加算等）はありますか。	国基準額に基づき交付する見込みであり、現時点では市独自の上乗せ又は加算は予定していません。
3	補助金について	運営費補助の支払いは月払・四半期払等のいずれですか。概算払・精算の有無と併せてお示しください。	補助金の支払いは、月払・四半期払ではなく、概算払及び精算払いを想定しています。
4	補助金について	令和10年度以降の運営費補助は、毎年度の交付申請により原則として継続されるという理解でよろしいですか。	ご認識のとおりです。
5	補助金について	実施要領第2の2は、運営費補助金を「子ども・子育て支援交付金交付要綱に規定する別紙の第1欄に定める放課後児童健全育成事業（1放課後児童クラブ開設経費補助金に相当する事業を除く。）の第4欄に定める対象経費に基づき」交付すると定めています。 同交付要綱別紙で放課後児童健全育成事業とは別の欄に定められている事業（放課後児童クラブの賃借料、放課後児童支援員等処遇改善、障害児受入推進、育成支援体制強化、キャリアアップ処遇改善、小規模放課後児童クラブ支援、ICT化推進、第三者評価受審推進等）は、運営費補助金の対象外になりますか。 対象になるものがあれば教えてください。	放課後児童クラブに係る事業については、いずれも対象とする予定です。
6	補助金について	民間の建物を賃借して放課後児童クラブを開設する場合、子ども・子育て支援交付金の賃借料に係る補助は、運営費補助金の対象になりますか。 対象になる場合、その要件と上限額を教えてください。	対象となります。学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに放課後児童健全育成事業を実施する施設にかかる賃借料が対象となり、上限額は、1支援の単位当たり年額3,444,000円の見込みです。ただし、所有権移転の条項が附されている賃貸借契約（いわゆるリース契約）に係る費用は対象となりません。
7	補助金について	次の経費は、それぞれ開設経費補助金の対象になりますか。対象外のものがあれば教えてください。 ①既存建物を放課後児童クラブとして使用するための内装改修工事費 ②備品購入費（机、椅子、収納、空調、遊具等） ③送迎用車両の購入費	①については、床板やカーペットの張り替え、壁紙の張り替えなどの軽微な改修は対象となりますが、建物の構造を変えるような改修や、建物の効用を増加させるような改修は、対象となりません。 ②については、対象となります。 ③については、対象となりません。
8	補助金について	送迎に要する経費（車両の取得費及び維持費、燃料費、送迎に従事する職員の人件費等）は、運営費補助金の対象になりますか。 対象にならない場合、実施要領第1の5(4)②の「送迎代」として、保護者から不足分を徴収することが可能ですか。	燃料費及び送迎に従事する職員の人件費は対象となりますが、車両の取得費及び維持費は対象外です。また、対象外経費について、「送迎代」として保護者から徴収することは可能です。

No.	質問項目	質問事項	回答
9	補助金について	運営費補助金の長時間開所加算（平日）について教えてください。 基本の開所時間を18時30分までとし、18時30分から19時までを延長利用（利用を希望する児童を対象に、別に利用料を徴収する。）として開所する場合、この延長により開所している18時30分から19時までの時間は、子ども・子育て支援交付金交付要綱の「18時30分を超えて開所する年間平均時間数」に算入されますか。 算入される場合、延長利用の申込みがない日が生じるときの取扱い（年間平均時間数の算定において当該日の開所時間をどのように数えるか）についても教えてください。	お見込みのとおりです。 なお、延長利用の申込みがなく、開所時間が18時30分までの場合は、年間平均時間数に算入しません。
10	補助金について	保護者から徴収する利用料金等の収入は、運営費補助金の対象経費から控除されますか。 控除される場合、おやつ代、昼食代、送迎代、行事等の実施に係る経費、付加サービスの提供に係る経費も控除の対象に含まれますか。	控除されません。なお、おやつ代、昼食代、送迎代、行事等の実施に係る経費、付加サービスの提供に係る経費についても、保護者から徴収した収入をもって運営費補助金の対象経費から控除する取扱いではありません。
11	運営・施設について	おやつについて、児童の好みや喫食量に応じて各家庭で購入いただき、保護者による持ち込みとすることは可能ですか。	可能です。
12	運営・施設について	入会申込者が定員を超過した場合の優先順位について、市が客観的に定める審査基準（指数等）はありますか。あればお示してください。	市の審査基準は別紙のとおりです。
13	運営・施設について	午後5時以前の児童の一人帰宅は、保護者の同意を前提として可能ですか。また、季節（日照時間）による取決め等の考え方があればお示してください。	午後5時以前の児童の一人帰宅は、保護者の同意を前提として可能です。なお、冬期など日没時間が早い時期には、児童の安全確保に十分配慮の上、適切に対応してください。
14	運営・施設について	提出書類一覧表の「賃貸借契約書又は同意書の写し」について、提案書の提出時点で賃貸借契約に至っていない場合は、建物所有者による使用同意書（任意様式）の写しで足りるかどうか。 同意書に記載すべき事項（対象物件の表示、使用目的、同意の有効期間等）の指定があれば教えてください。	賃貸借契約に至っていない場合は、建物所有者による使用同意書（任意様式）の写しで差し支えありません。なお、同意書の記載事項は以下のとおりです。 ①対象物件の表示 ②使用目的 ③同意の有効期間 ④賃貸借料（予定） ⑤敷金・礼金（予定）
15	運営・施設について	審査評価基準「4 施設（2）ゆとり」の「外遊び等の児童の屋外活動が実施できるか」について、施設の敷地内に屋外遊技場を設けず、近隣の公園等を利用して屋外活動を行う場合も、屋外活動を実施するものとして差し支えありませんか。	差し支えありません。
16	運営・施設について	対象地域内のいずれかの小学校区に施設を設けたうえで、他の小学校区の児童は事業者の送迎車両で各小学校へ迎えに行く方法により受け入れる運営を予定しています。 この場合も、実施要領第1の3（4）の「小学校からの通所ルート（送迎支援を含む。）とあわせて児童が過ごす場所として安全が確保でき、保護者のお迎え等の利便性が高い場所」に当たりますか。	該当します。

No.	質問項目	質問事項	回答
17	利用料金・保護者負担について	保護者から徴収する利用料金の設定は事業者の裁量によるものですか（上限規制の有無を含む）。また、利用料金収入の多寡により運営費補助額が減額される仕組みですか。	市独自の上限額は設けていません。なお、利用料金収入の多寡をもって一律に減額する仕組みではありません。
18	利用料金・保護者負担について	平日の開所時間の延長や、土曜日・長期休業期間の開所時間の前倒しを事業者の判断で行うことは可能ですか。また、その際に延長利用料金を徴収することは可能ですか。	いずれも可能です。